

マイナンバーに係る本人確認書類

(5ページ)本人確認書類の例参照
を持参してください。

・勤務先または日本年金機構等から
交付された源泉徴収票の原本等を
持参してください。

法定調書の作成・提出は
e-Taxで

自宅やオフィス、税理士事務所な
どからインターネットを利用して法
定調書等を税務署へ提出できます。
詳しくはe-Taxホームページ

(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

利用開始の手続きやパソコンの推奨
環境、e-Taxソフトの操作方法、
また、よくある質問(Q&A)など、

e-Taxに関する最新情報について
お知らせしていますのでご覧ください。

※平成28年分給与所得の源泉徴収票
等の法定調書合計表の提出期限は、
1月31日(火)です。

問 東金税務署

☎0475-52-3121

※自動音声でご案内しており、担当
者にご用件にお答えします。

申告書にはマイナンバー
の記載が必要です!

◎平成28年分から所得税及び復興特
別所得税・消費税及び地方消費税・
贈与税の申告書には、マイナンバ
ー(個人番号)の記載が必要です。

◎税務署では本人確認を行いますの
で、申告書を提出する際には、申
告されるご本人の**本人確認書類の
提示または写しの添付**が必要です。

《本人確認書類の例》

①マイナンバーカード(個人番号カ
ード)のみ【番号確認及び身元確認
書類】

②通知カードなど【番号確認書類】+
運転免許証など【身元確認書類】

※郵送にて申告書を提出する場合は、
①の写しまたは②の写しを添付し
てください。

①の写しを添付する際は、表面
と裏面の写しが必要です。

※ご自宅からe-Taxで送信する
場合は、本人確認書類の提示また
は写しの提出は不要です。



町県民税・所得税の
申告相談と提出会場

2月16日(木)から3月15日(水ま
での土・日曜日を除く毎日、文化会
館に申告の相談会場を開設します。

町で受けられない申告相談

次の申告相談は、税務署へご相
談ください。

- ・青色申告・消費税・贈与税
- ・雑損控除・相続税
- ・土地・建物及び株式等の譲渡所
得が含まれる確定申告

※提出のみの方は、税務課と文化会
館で受付します。

持ち物 マイナンバーに係る本人確認
書類(5ページ)本人確認書類の例参照

給与や賃金を支払う方へ
〈源泉徴収票・給与支払報告書〉

平成28年中に給与・賃金などを支
払った事業所、事業主は「給与所得
の源泉徴収票」を作成し、1月31日
(火)までに全ての受給者に交付し、
一定金額以上のもは税務署にも提
出することになっています。

また、「給与所得の源泉徴収票」と
同時に複写作成される「給与支払報
告書」は金額の多少にかかわらず、
全てを受給者の住所地(平成29年1
月1日現在)の市町村に提出するこ
とになっています。

なお、個人事業を営む方で専従者
給与を支払った方、臨時で従業員を
雇った方も忘れずに提出してください。

問 税務課課税班 ☎(84)1212

決算・確定申告

早期提出のための出張相談会

東金青色申告会 横芝支部・光支部

光地域

とき 2月2日(木)

ところ 町民会館

横芝地域

とき 2月3日(金)

ところ 文化会館

《共通事項》

午前の部 午前9時30分～正午

午後の部 午後1時～4時

対象 個人青色申告者

相談内容 記帳方法・決算書の作成、
確定申告(所得税)

問 一般社団法人東金青色申告会

☎0475-52-1284

